

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊豆の国市長 山下 正行

市町村名 (市町村コード)	伊豆の国市 (222259)
地域名 (地域内農業集落名)	長岡地区 (小坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、葛城山の山間丘陵部に位置する小坂集落に広がる樹園地帯と水田地帯である。
樹園地帯では、みかんの栽培が行われ、直売や近在市場への出荷とともにみかん狩りなど観光との連携も進んでいる。

しかし、樹園地の大半は勾配が15%以上の傾斜地にあり、農作業が厳しい上、基盤整備も十分ではなく、加えて農業従事者の高齢化が進み、荒廃農地も増加傾向にある。

担い手の高齢化による離農が懸念されるため、新たな農地の受けての確保が必要である。

持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

具体的には、以下の課題が出された。

(集積・集約に関する事)

- ・集約しても10a→30aで法面が大きくなるだけ。
- ・畦畔撤去し、勾配を修正し、大規模化する。

(農業水利施設に関する事)

- ・ロープウェイ下水田は暗渠排水が必要。
- ・ミカンは機械が入る道幅が少ないため、農道整備(一段なくす)

(経営体の確保・育成)

- ・ミカンや柿の消毒に機械化が必要だが、整備を行っても、担い手の高齢化・後継者不足で経営が維持できない。
- ・小規模圃場を退職者へ貸出
- ・農業法人の参入が必要。

【地域の基礎的データ】

主な作物: 水稻、ミカン、柿

(2) 地域における農業の将来の在り方

観光農園など観光産業と連携した取組が進められているものの、農用地の大半は勾配が15%以上の傾斜地にあり、土地基盤の整備は十分でなく、土地改良施設を完備しているほ場は少ない。

今後は、観光・交流型農業の展開を図るため、荒廃農地の解消による観光農園整備等を推進し、地域内外から農地を利用する新規就農者を積極的に受け入れつつ、地区内外の農業を担う者を中心に、地域の特産物であるミカンの生産を維持していくとともに、できる限り農地を維持していく。

さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	-	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

各地区の農業委員を主体に農地利用最適化推進委員と協力し、意向調査等を実施し、土地の自然条件、農用地の保有、利用状況、農業の実施状況等を把握し、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農業法人等の担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手不足で問題となりうる荒廃農地の解消に努めるため、地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、担い手農業者が効率的な生産が行えるよう農地利用調整の取組を推進していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

本地区の樹園地は、大半が急傾斜地にあり、さらに農業従事者の高齢化や農業後継者不足が進む中、基盤整備に対する農家の意欲も高まりにくく、面的な基盤整備が困難となっている。

今後は、生産性の高い優良な農地を中心として、担い手のニーズ(畦畔撤去による狭小区画の解消やミカンの管理道整備など)を踏まえ、必要な際は、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、基盤整備を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

小規模現況農家は担い手とともに地域農業を支える重要な役割を担っているため、県やJA等の関係機関と連携し、営農指導等の支援を推進する。また、新規就農や企業の新規参入の促進を行い、栽培技術や生産する農地の相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開し、担い手農業者の確保・育成を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

水稻栽培における植付から収穫に係る作業について、受託組織や地域の担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、有害鳥獣駆除などの対策を効果的に実施する。
- ③水田において、ドローンを活用した共同防除などによるスマート農業を展開し、効率性を上げる。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農作業用の駐車場などの農業用施設の集約化を進める。